

オランダにおける 「持続可能性イニシアチブの可能性に関する 法律案」の法的構造

柳 武 史*

- I はじめに
- II 法案提出の経緯
- III 法案の立法事実
- IV 法案の具体的規定
- V 検討
- VI 結びに代えて
- VII 資料（法案全文）

I はじめに

オランダにおいては、(本稿脱稿日である) 2020 年 12 月 1 日現在、環境に対する意識の高まりを背景として、持続可能性イニシアチブ (duurzaamheidsinitiatieven. 以下、欧文表記は基本的にオランダ語であるが、適切と考えられる場合には英語等で表記することもある) に関して、オランダ政府によって新たな制度設計を試みる法案が議会に上程されている。提案された法律の名称は、「持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律 (Wet ruimte voor duurzaamheidsinitiatieven)」である (以下「本件法案」という)。別稿¹⁾で紹介したように、オランダにおいては、競争政策と環境政策の相克の問題に関して、当初はオランダ競争

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 20 巻第 1 号 2021 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科准教授

1) 柳武史「オランダ競争法における『将来の消費者利益』論について」一橋法学 19 巻 2 号 89 頁 (2020 年)。筆者が別稿及び本稿で取り扱ったのは、いわばオランダの物語 (saga) である。時系列としては、別稿が前編、本稿が後編ということになる。

法6条3項（及びEU機能条約101条3項）に基づく適用除外規定の解釈による解決が模索された。オランダ社会において広範な支持がある持続可能性イニシアチブの形成・実現を促進する選択肢としては様々なものがあり得るところであり、適用除外規定の解釈の明確化に基づいて「さらなる可能性（meer ruimte）」を探ることは有力な選択肢だったのである。しかし、別稿で検討したように、この解釈の明確化の試みは、一旦は頓挫することになり、オランダは立法によって解決を図るという、より急進的な手段に訴えることとなった。

本稿においては、まず、本件法案が提出された経緯を述べる（Ⅱ）。次に、本件法案の立法事実を説明し（Ⅲ）、手続の経過に沿って具体的規定を概観する（Ⅳ）。そして、オランダ政府が議会に提出した立法資料等をもとに、①消費者利益の位置付け、②消費者・市場庁の助言の役割、③EU法との整合性に関して若干の検討を行う（Ⅴ）。最後に、本稿における検討から得られる示唆を述べる（Ⅵ）。なお、参照の便宜のため、本稿の末尾に本件法案の全文（オランダ語の正文の全訳）を付した（Ⅶ）。

Ⅱ 法案提出の経緯

近年、オランダは持続可能性イニシアチブに関して競争法による障碍（obstacle）に直面している。ここでいう障碍とは、具体的には、オランダの競争当局である消費者・市場庁（Autoriteit Consument en Markt：ACM）による、2013年9月26日のEnergy Accord of the Social and Economic Councilの非公式意見と2015年1月26日のChicken of Tomorrowの非公式意見等を指している。持続可能性イニシアチブはオランダ社会において広範なコンセンサスを得ており、オランダ政府も「望ましい（gewenst）」と認識していたにも関わらず、この二つの著名な非公式意見の事件ではオランダ競争法6条3項（及びEU機能条約101条3項）の適用除外は認められないこととなり、結果的に持続可能性イニシアチブは競争法の観点から違法と評価された。これを受けて、オランダ政府は、議会に持続可能性イニシアチブの形成・実現を促進する本件法案を提出するに至ったものである。

本件法案に添付されたオランダ政府の説明メモランダム (Memorie van Toelichting, 以下「説明メモランダム」という) によると、本件法案の直接的な契機となったのは、この二つの著名な非公式意見等において現れた競争と持続可能性との間の緊張関係 (spanning) であるとされる²⁾。本件法案は、競争法による障碍を取り除くことによって、持続可能性の目標に向けた事業者間の共同行為を促進することを目的とするものといわれる³⁾。すなわち、本件法案は、オランダ政府が支持する持続可能性イニシアチブが競争法によって禁止されたり、妨げられたりしないことを確保することを企図しているのだという⁴⁾。潜在的な競争法による障碍は、本件法案により回避され、解決されることになるとの説明である。なお、本件法案は、ネットワーク社会において革新、刷新、企業家精神の十分な可能性を確保する「将来を保証する立法 (Toekomstbestendige wetgeving)」プログラムの一環としても位置付けられている。

2019年7月4日、本件法案はオランダ議会 (Staten-Generaal) の第二院 (Tweede Kamer, 下院とも呼ばれる) に提出された。なお、同年10月4日、第二院 (下院) の「経済・気候政策に関する常任委員会 (De vaste commissie voor Economische Zaken en Klimaat)」において、本件法案の予備審査を経て、オランダ政府が十分かつ適時に質問やコメントに応答した場合には、本件法案の

2) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *Memorie van Toelichting*, pp. 1-2 (2019). 持続可能性イニシアチブにおいては、通常は複数の企業の関与が求められるところ、そのような共同行為は、競争法、とりわけオランダ競争法6条 (及び EU 機能条約 101 条) に定めるカルテルの禁止に服することになる。このことにより、オランダ政府が「望ましい」と考えている持続可能性イニシアチブが妨げられる場合があるという。

3) 持続可能性はオランダ政府にとって優先度の高いアジェンダであり、本件法案により競争法 (とりわけカルテルの禁止) によって本来であれば許されないはずの共同行為が許容されることになると指摘されている。See, Mariska van de Sanden & Hera Butt, *Competition Law and Sustainability Initiatives: Dutch Bill Provides More Leeway* (2019) (<http://competitionlawblog.kluwercompetitionlaw.com/2019/09/23/competition-law-and-sustainability-initiatives-dutch-bill-provides-more-leeway/>).

4) Sarah Beeston, *Competition Law and Sustainability Initiatives*, in herausgegeben von Juliane Kokott, Petra Pohlmann & Romina Polley, EUROPÄISCHES, DEUTSCHES UND INTERNATIONALES KARTELLRECHT (FESTSCHRIFT FÜR DIRK SCHROEDER ZUM 65. GEBURTSTAG) (Otto Schmidt, 2018), at 117.

公開審議は十分に尽くされたと考えられるとの報告書が採択されている⁵⁾。ただ、(本稿脱稿日である)2020年12月1日現在、本件法案は、第二院(下院)でペンディング(未決)の状況にある。本件法案がオランダ議会の第二院(下院)と第一院(Eerste Kamer. 上院とも呼ばれる)を通過するかどうかや通過する時期についてはまだ見通しは立っていないようである⁶⁾。

なお、後に言及するように、オランダの国務院(Raad van State)⁷⁾は、本件法案に極めて批判的であった。すなわち、国務院諮問部は、オランダ政府に対して本件法案を議会に提出しないように勧告したのである。国務院諮問部による批判は多岐にわたるが、そこでは、オランダ競争法はEU競争法に基づいており、問題の構造的解決は加盟国レベルではなくEUの枠組みにおいて実現されるべきであるという考え方が重視されている。そして、国務院諮問部は、例えば、欧州委員会が適用除外規定の解釈に関する告示やガイドラインの策定・改定等をするといった形でEU競争法の適用除外や正当化事由の明確化を図ることによって、事業者が共同行為によって持続可能性イニシアチブを確立できる範囲を明らかにするようにEUレベルでの議論を継続するべきであると主張したのである⁸⁾。

Ⅲ 法案の立法事実

1 概説

説明メモランダムにおいては、本件法案の立法事実が具体的に説明されている。

5) Diks (De voorzitter van de commissie) & Nieuwerf (Adjunct-griffier van de commissie), *Verslag* (2019).

6) Mariska van de Sanden & Piet-Hein Eijssen, *Dutch Competition Authority Offers More Leeway for Environmental Sustainability Initiatives* (2020) (<http://competitionlawblog.kluwercompetitionlaw.com/2020/07/16/dutch-competition-authority-offers-more-leeway-for-environmental-sustainability-initiatives/>).

7) (各国における憲法典に相当する)オランダ王国基本法(Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden)73条の規定により、国務院は立法等に対する勧告や行政紛争の処理を行う機関と位置付けられている。

8) J.P.H. Donner (De vice-president van de Raad van State), *Advies Afdeling Advisering Raad van State en Nader Rapport*, p. 19 (2019). なお、この国務院諮問部の批判に対して、オランダ政府はEUレベルでの議論は既に行われていると応答している。

説明メモランダムは、持続可能性イニシアチブに関して、事業者の共同行為に正当な理由が認められる場合があることを述べている。そして、説明メモランダムは、本件法案が持続可能性イニシアチブのどのような問題を克服することを意図しているのかを説明している。

2 共同行為が行われる正当な理由

まず、説明メモランダムによると、特定のセクター（sector）において共同行為が行われる正当な理由として、次の三つの観点が説明されている⁹⁾。第一に、単独の企業や市民による個別の持続可能性イニシアチブでは、持続可能性の目標の達成にほとんど効果がないことがある点である。重大な環境上の利益が達成されるのは、十分な人々、企業、組織が関与した場合のみであるという。

第二に、セクターの大部分の企業による共同行為には、いわゆる先行者不利益（first mover disadvantage）の発生を抑止する効果があることである。先行者不利益とは、最初の一步を踏み出した企業が、持続可能性のための投資負担を購入者や消費者に転嫁することができず、自身の商品やサービスに高値を付けざるを得ないことになる現象を指す。もし多数の企業がこのリスクが高いと考える場合には、誰も最初の一步を踏み出さないこととなり、持続可能な開発は実現されないことになるとされる。

第三に、共同行為はしばしばバリューチェーン（value chain）の潜在的な問題を特定し解決するために試みられることである。とりわけ国際的な企業の社会的責任（international corporate social responsibility : ICSR）の文脈で企業が責任を果たす際に、複雑な状況に直面している企業は、共同行為によって問題の解決を実現できる可能性が高くなるという。

3 本件法案が克服することを意図した問題

次に、説明メモランダムによると、本件法案が克服することを意図した共同の持続可能性イニシアチブの問題として、次の三つが挙げられている¹⁰⁾。第一に、

9) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 3.

持続可能性イニシアチブに参加しない当事者が投資することなく持続可能性イニシアチブから利益を享受する場合には持続可能性イニシアチブの全部又は一部が実現できなくなるという、いわゆるフリーライダー問題 (free rider problem) が挙げられる。この場合、投資の費用と便益が結び付かないため、持続可能性イニシアチブのために持続可能な生産方法に関する研究開発等に事前に投資するインセンティブが減少するという問題が生じる。このフリーライダー問題は自主規制を通してセクター全体の合意を得ることを試みる方法で抑止することは困難又は不可能であり、企業は常に参加しない決定ができるため、合意をエンフォースすることは困難であるとされる。

第二に、共同行為による協調は市場参加者の中核的業務ではなく、時間も費用もかかるため、例えば、輸送や物流といった多数の小規模な企業が活動しているセクターにおいては持続可能性イニシアチブの確立が困難であるという、いわゆる協調問題 (coordination problem) が挙げられる。小規模な企業は、一般的にパートナーを探し、許容できる基準を交渉し、情報を提供し、パフォーマンスを監視し、合意を担保することは困難であるし、持続可能性イニシアチブは当事者によって利益の大きさが異なる可能性があり、共同行為を行うインセンティブは全ての当事者にとって必ずしも同一ではない。解決策として事業者団体を活用するとしても、事業者団体は全てのセクターで活動しているわけではないし、セクターのごく一部しか加入していないこともある。民間事業者が一定の規模の合意を創出することは困難であるし、対等なパートナーを適切な方法で拘束することはしばしば不可能であり、協調をエンフォースすることはできないとされる。

第三に、競争法、とりわけカルテルの禁止との間の緊張関係が挙げられる。カルテルの禁止の目的は、消費者が購入する商品やサービスの価格・品質について悪影響をもたらす合意を企業が締結することを抑止する点にある。2013年9月26日の Energy Accord of the Social and Economic Council の非公式意見と2015年1月26日の Chicken of Tomorrow の非公式意見においては、競争の帰結の観点から、合意は消費者利益の公平な分配をもたらさなければならないとされ、潜

10) *Id.* pp.3-5.

在的に重大な持続可能性の利益がある一方で、僅少ではあるものの消費者への不利益を生じさせることとなる合意に関して競争法上の問題が生じる。当事者が事前に競争法の枠組みの評価をするには競争法をめぐる判例法は複雑かつ不明確に過ぎ、当事者は合意の締結が時間の投資に見合うものか疑問を持たざるを得ないという。

IV 法案の具体的規定

1 概説

本件法案の骨子は、申請 (verzoek) がなされた持続可能性イニシアチブを一般的に法的拘束力のあるルール (regels) に転換する権限を創出するものである。一定の基準をみたす持続可能性イニシアチブに関して、一般的效果の宣言 (declaration of general effect) を行う選択肢を設けるものといえる¹¹⁾。本件法案は当事者が申請を行う手続や要件等を規定しているため、以下においては手続の経過に沿って本件法案の具体的規定を概観することとしたい (なお、具体的な条文の文言に関しては、本稿の末尾に付した本件法案の全文を参照されたい)。

2 申請権者

本件法案は誰がルールを申請できるかを特定していないため、何人も、団体・組織、事業者・企業、個人・市民であるかを問わず、持続可能性イニシアチブを関係大臣 (Onze Minister die het aangaat) に申請することができ、持続可能性イニシアチブを立法に転換するよう提案することができる (本件法案2条1項参照)。本件法案によれば、何人であっても、当事者は、持続可能な開発を達成するのに必要な措置を課す一般行政措置 (algemene maatregel van bestuur) を制定することを関係大臣に申請することができるのである。

11) Giorgio Monti & Jotte Mulder, *Escaping the Clutches of EU Competition Law*, 42 EUROPEAN LAW REVIEW 635, at 642 (2017).

3 申請の許容性

当事者は、持続可能性イニシアチブによってどのような目標が達成されるのかを説明する必要がある。ここで、「持続可能な開発 (duurzame ontwikkeling)」に関しては広範な定義が採用されている(本件法案1条参照)。ただ、本件法案によれば、持続可能性イニシアチブは、①温室効果ガス排出の削減、②持続可能なエネルギー生産又はエネルギー節減¹²⁾、③動物の健康又は福祉に関連するものに限定される(本件法案2条2項)¹³⁾。また、申請をする当事者は、「消費者 (consumenten)」を含む社会からの持続可能性イニシアチブに対する支持の水準や持続可能性イニシアチブの効果等を実証する必要がある(本件法案3条1項)。ここで、説明メモランダムによると、当事者は、支持の水準の指標として、どの企業や組織が持続可能性イニシアチブを履行することになるのか、どの企業や組織が履行されることになるスキームを支持しているのか、スキームを支持しているのは何パーセントか、スキームの履行者の総売上高の何パーセントが支持者によって占められているのか、スキームへの反対がある場合にはその背景は何か、支持者と反対者の特徴は何か、こうした情報はどのように収集されたのかを特定する必要があるとされる¹⁴⁾。

4 申請の審査

当事者が持続可能性イニシアチブを一般的に法的拘束力のあるルールに転換す

12) ①温室効果ガス排出の削減及び②持続可能なエネルギー生産又はエネルギー節減については、地球温暖化対策を目的とし、オランダも締結している2015年12月12日採択のパリ協定(Paris Agreement)に基づく義務の履行と位置付けられている。See, M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 12.

13) ただし、将来その他の事項が指定される余地がある(本件法案2条3項)。なお、2019年9月5日、①人権、②環境、③雇用、④労使関係に関する「d. 国際チェーン責任」という事項を本件法案2条2項に追加する旨の2名の議員による本件法案の修正案が既にオランダ議会の第二院(下院)に提出されている。See, Futselaar & Alkaya, *Amendement van de Leden Futselaar and Alkaya*, p. 1 (2019)。ここで、国際チェーン責任とは、国際ビジネスにおいて企業と政府が責任をもってビジネスを行うことが期待されていることを指す。

14) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 15.

ることを申請した場合には、関係大臣は持続可能性イニシアチブを審査し、利益と不利益を比較衡量する（本件法案4条1項）。当事者は申請した持続可能性イニシアチブについて消費者団体や市民社会団体の支持が存在することを実証する必要がある一方で、関係大臣は「公共の利益（algemeen belang）」の審査を行い、申請された持続可能性イニシアチブの積極的影響と消極的影響を比較衡量するのである¹⁵⁾。関係大臣による「公共の利益」の審査においては、特に制定されるルールの実行可能性・執行可能性やより制限的でない他の代替的手段の有無等が考慮される。説明メモランダムによると、「公共の利益」の審査の方法に関する具体例として、持続可能性の効果（effecten）や副次的効果（neveneffecten）を社会的費用便益分析（social cost-benefit analysis：SCBA）によって判定する手法が挙げられており、全ての点における定量化が不可能であるとしても社会的費用便益分析に類似した手法によって全ての利益と不利益を検討することができる¹⁶⁾とされている¹⁶⁾。

5 助言手続とパブリックコメント手続

そして、消費者・市場庁による助言手続（本件法案5条により、関係大臣は、「市場効果（markteffecten）」の実証に関して消費者・市場庁に意見を求める義務がある）や、パブリックコメント手続（本件法案6条）を経て、立法手続によってルールが形成される。なお、関係大臣が立案するルールは、消費者・市場庁による助言手続やパブリックコメント手続を踏まえて当初の申請とは異なることがあり得る。このようなルールの形成プロセスについては、持続可能性イニシアチブが真に「公共の利益」に資することを確保するために手続的要件が設けられていると評価されている¹⁷⁾。

15) Anna Gerbrandy, *Solving a Sustainability-Deficit in European Competition Law*, 40 (4) WORLD COMPETITION 539, at 559 (2017).

16) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 17.

17) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 117.

6 効果

関係大臣が申請された持続可能性イニシアチブが「公共の利益」に適合すると判断した場合には、一般行政措置によってルールが制定されることになる（本件法案2条1項）。すなわち、経済・気候政策大臣を含む関係大臣は、閣議（*ministeraad*）による調整を経て、持続可能な開発を達成するために必要な措置を課す一般行政措置を制定することができるのである。一般行政措置は、無期限に有効なわけではなく、原則として最長5年間有効であり（本件法案10条1項）、1回に限り5年間延長することができる（本件法案10条2項）。そして、持続可能性イニシアチブは、議会に提示され、通常の立法手続に従って恒久的性格を有するに至る。ここで、持続可能性イニシアチブは立法に転換されることとなるわけである。このように、関係大臣はルールを議会に提示し、議会がルールの内容に関して最終決定権を有することになる¹⁸⁾。

当事者によって申請された持続可能性イニシアチブに対して一般的に法的拘束力のあるルールが制定された場合には、当該ルールはオランダ競争法の適用範囲外に置かれるといわれる。本件法案は、持続可能性イニシアチブを競争法の射程外とすることを目指しているという¹⁹⁾。ここでは、「公共の利益」に資する結果となる形での民間事業者による意思決定手続の構築を追求する枠組みを導入することにより、競争法との緊張関係を緩和することが意図されていると説明される²⁰⁾。

V 検討

1 概説

本件法案に対しては多くの議論を提起し得るが、本稿では、競争法的な価値観や思考様式等の観点から重要と思われる、①消費者利益の位置付け、②消費者・市場庁の助言の役割、③EU法との整合性に絞って、若干の検討を行うこととし

18) *Id.* at 118.

19) *Id.* at 120.

20) Giorgio Monti & Jotte Mulder, *supra* note 11, at 643.

たい。本件法案は前述のように持続可能性イニシアチブを競争法の射程外とすることを目指した立法とされるが、競争法が達成しようとしている規範的価値が全く無視されているわけではない。すなわち、関係大臣はあくまで「公共の利益」の審査を行うものの、申請の許容性という形で消費者利益等に一定の配慮をする仕組みが採用されている。また、オランダ政府から独立した競争当局である消費者・市場庁による助言という形で消費者利益等に一定の配慮をする仕組みを設けている。なお、オランダはEUの加盟国であるため、(我が国とは置かれた状況が異なり)誠実協力の原則や物の自由移動の原則との関係が別途問題となる。

2 消費者利益の位置付け

まず、本件法案では、当事者がルールを申請をする要件として、「消費者を含む制定されるルールが影響を及ぼす者、及び制定されるルールが対象とする事項に関連する活動を実施する市民社会団体の間に申請に対する支持が存在することの実証」が求められている(本件法案3条1項c)。ここでは、持続可能性イニシアチブに対して社会の広範な支持があることが求められているところ、「消費者」が特に例示されていることが注目される。また、当事者は、申請するにあたって「制定されるルールの市場効果」の実証も求められることになる(本件法案3条1項d②)。このように、申請の許容性という実体要件において消費者利益等に対して一定の配慮をする仕組みを設けているといえる。

説明メモランダムによると、持続可能性イニシアチブは直ちに製品の価格や特性に影響を及ぼし得るため、あらゆる事件において消費者が新しい価格や品質に支払意思を有するかどうかといった消費者の支持の水準が意味をなすとされる²¹⁾。すなわち、消費者はしばしば情報の非対称性(informatie-achterstand)や組織率の低さに直面しているという。また、価格上昇は消費者が当該価格上昇に基づいて行動を決定するには僅少に過ぎることがある一方で、持続可能性を偽装した不合理な価格上昇が重大な厚生損失をもたらすこともあるとしている。こうした点を踏まえ、あまり活動的ではないが大きなグループの選好を見過ごさな

21) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 15.

いようにするために、消費者の支持のリストを作成することが重要であるとされる。例えば、科学的に正しい消費者のサンプルと併せて、オランダ消費者協会（Consumentenbond）といった利益代表の反応を説明することによって、消費者の支持の水準の要件をみたすことが考えられるという。

ただし、本件法案からは持続可能性イニシアチブに対してどの程度広範な支持が必要とされるかは必ずしも明らかではない²²⁾。持続可能性イニシアチブやセクターが異なれば、必要な支持の水準も異なることが予想されるため、十分な支持の水準を定量化することは不可能であるといわれる。

また、関係大臣が行うのはあくまで「公共の利益」の審査であり、消費者利益の審査そのものではないことに留意する必要がある（本件法案4条1項）。消費者の支払意思（willingness-to-pay）を重視するオランダの競争法に関する事件とは異なり、本件法案では消費者利益は必ずしも拒否権（veto）と同義なわけではないのである。説明メモランダムによると、本件法案によって、持続可能性イニシアチブの審査において「消費者利益（consumentenbelang）」と「持続可能性の利益（duurzaamheidsbelang）」を同等に比較衡量することが可能になるとされる²³⁾。ここでは、前述したように、当事者によるルール申請によって、例えば社会的費用便益分析が求められることになる。私見ではあるが、「消費者利益」と「持続可能性の利益」を同等に比較衡量するにあたっては、結局のところ、制定されるルールが現在の消費者や将来の消費者も含めた「社会全体（society as a whole）」の利益となるかどうか鍵となるようにも思われる。このように「社会全体」の利益となるかどうかを審査する場合には、消費者を「社会全体」の一部と位置付けることも考えられるところであり、（消費者の支払意思を重視するオランダの競争法に関する事件と比較して）一般に利益が不利益を上回ることに繋がりやすくなるということとなろうか。本件法案は、①経済的な進歩又は効率性以外の目的を追求し、②直接の消費者より広いグループに利益をもたらす共同行為を許容しようとするものとも指摘されているところである²⁴⁾。

22) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 123.

23) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 2.

この点について、経済・気候政策省による諮問を受けた「規制負担に関する諮問委員会 (Adviescollege toetsing regeldruk : ATR)」は、社会的費用便益分析によって本件法案の効果を適切に比較衡量できるとしつつも、社会的費用便益分析は複雑な手法であり、本格的な社会的費用便益分析に基づいた立法例はほとんど存在しないこと等から、本件法案の実行可能性に懸念を示す旨の勧告をしている²⁵⁾。なお、国務院諮問部は、申請によってルールが設けられる立法プロセスにおいて当事者の部分的利益が「公共の利益」に優先するリスクがあること、申請の「拒絶事由 (afwijzingsgrond)」が規定されたことにより持続可能性イニシアチブの実効性・必要性・比例性を判断する立法者の裁量が限定されること等を批判していたが²⁶⁾、オランダ政府は条文の規定を一部修正する等の対応をしている (例えば、本件法案4条においては「拒絶事由」という用語は避けられ、本件法案4条1項では関係大臣はあくまで「公共の利益」に適合するかどうかを審査することが明確化され、本件法案4条2項は持続可能性イニシアチブを規制に転換しない「強固な (harde)」事由を規定することとしたという)。

3 消費者・市場庁の助言の役割

次に、本件法案では、消費者・市場庁は、制定されるルールについて助言する機会がある。すなわち、消費者・市場庁は、ルールの「市場効果」の実証について意見を発出する権限を有する (本件法案5条)。この助言手続は、前述したように、本件法案において、当事者は申請するにあたって「制定されるルールの市場効果」 (本件法案3条1項d②) を実証しなければならないことを受けて、これが実際に予想される効果と合致しているかどうかを審査するために設けられたものである。競争政策や消費者政策に関する専門官庁の助言という形式で、ここでも消費者利益等に対して一定の配慮をする仕組みを設けているといえる。

説明メモランダムによると、この助言手続は持続可能性イニシアチブを規制に

24) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 112.

25) M.A. van Hees (Voorzitter van Adviescollege toetsing regeldruk), *Wetsvoorstel ruimte voor duurzaamheidsinitiatieven*, pp. 4-5 (2018).

26) J.P. H. Donner (De vice-president van de Raad van State), *supra* note 8, pp. 5-6.

転換することの全ての影響を適切かつ可能な限り客観的に審査できるようにするために規定されたものとされる。消費者・市場庁は競争法に関する専門的知見に基づき、価格・品質・選択肢の変化といった消費者や購入者に対する潜在的な反競争的合意の影響を判定することになるという（申請者が関連市場における長期の効果について説得的なストーリーを提示したかどうかとも考慮できるといわれる）²⁷⁾。消費者・市場庁は、当事者によって提出された情報が有効であるかどうかを審査し、原則として独自の調査は行わないものの（例えば、原則として提出された情報に関する事実の正確性は分析しないという）、相当な理由があると判断した場合には、独自の調査を行うこともできるとしている。なお、消費者・市場庁は、例えば持続可能性イニシアチブが一般的に法的拘束力のあるルールに転換されることによってフロントランナーが競争上の優位性を獲得するといったセクターにおける措置の効果についても助言することができるとされる。また、消費者・市場庁は、適切な場合には、消費者政策といった他の分野の経験や知見に基づいて判断した効果について指摘することも考えられるという。

消費者・市場庁は「単独の独立した規制機関 (één onafhankelijke toezichthouder)」²⁸⁾とされ、競争当局として（オランダ政府からの）一定の独立性が認められており、環境目的を強調するオランダ政府と競争当局としての消費者・市場庁の間には持続可能性の問題に関して公式の連携 (alignment) は存在しないようである²⁹⁾。私見ではあるが、本件法案における助言手続に関しても、関係

27) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, pp. 21-22.

28) 「消費者・市場庁の設立に関する法律 (Instellingswet Autoriteit Consument en Markt)」の前文を参照。なお、同法9条1項は、経済・気候政策大臣等は「個別の事件に関して指示を控えるものとする」と規定し、同条2項は、消費者・市場庁の委員及び職員は「個別の事件に関して指示を求めず、または指示を受けないものとする」と規定しており、具体的な事件の処理に関して消費者・市場庁には基本的に職権行使の独立性が認められている。ただし、同法10条1項によれば、消費者・市場庁の決定が一般的適用 (algemene strekking betreft) に関するものである場合及び消費者・市場庁に決定をする権限がない場合に限り、経済・気候政策大臣等は当該決定を取り消すことができるとされている。

29) Sophie van der Velden, *The Application of EU Competition Law to Dutch Private Sustainability Initiatives* (Master Thesis, 2018) (<http://arno.uvt.nl/show.cgi?fid=145966>), p. 36.

大臣は消費者・市場庁が行う「市場効果」の実証の審査について公式には関与しないこととなり、消費者・市場庁は（オランダ政府との関係では）基本的にその専門的知見に基づき単独の独立した意見を発出する権限が認められることになるようにも思われる。このような権限は、消費者・市場庁の競争政策や消費者政策に関する専門的知見を活用することにより、制度的・手続的な形でも一定の消費者利益等の担保を試みていると説明することもできよう。

ただし、消費者・市場庁の権限は、持続可能性イニシアチブの市場（価格・品質・選択肢）に対する潜在的効果に関する申請の有効性の確認に限定されていると指摘されている。すなわち、消費者・市場庁は、申請されたルール「望ましき（desirability）」や、利益が不利益を上回るかどうかについては助言しないという³⁰⁾。ここでも、「消費者利益」と「持続可能性の利益」を同等に比較衡量することによって「公共の利益」の審査を行うのは、あくまで関係大臣なのである（本件法案4条1項）。

なお、本件法案に添付された消費者・市場庁自身による行政文書である「持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律案の履行及び執行に関する報告書（Uitvoerings-en handhavingstoets wetsvoorstel ruimte voor duurzaamheidsinitiatieven）」によると、本件法案において競争当局である消費者・市場庁に与えられた助言の役割に関して、消費者・市場庁は、本件法案は履行可能かつ執行可能であると結論付けている³¹⁾。消費者・市場庁は、ルールの「市場効果」の実証について意見を発出する権限に関して履行可能かつ執行可能と評価していることになる。

30) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 118.

31) Dr. F.J.H. Don (bestuurslid, Autoriteit Consument en Markt), *Uitvoerings-en Handhavingstoets Wetsvoorstel Ruimte voor Duurzaamheidsinitiatieven*, p.1 (2018). ただし、本件法案の施行後の初年度における持続可能性イニシアチブの申請の数によっては迅速で綿密な履行が危険にさらされることがあり得るため、助言を提供するために必要な消費者・市場庁の人員、組織、財政に関して経済・気候政策省に追加的な要望を出すことがあり得るとしている。

4 EU法との整合性

(1) 誠実協力の原則との関係

最後に、オランダはEUの加盟国であるため、(我が国とは置かれた状況が異なり)EUとの関係が別途問題となる。具体的には、EU条約4条3項が規定する、いわゆる誠実協力の原則(principle of sincere cooperation)との関係を検討する必要がある³²⁾。すなわち、本来であれば競争法によって阻止されたはずの持続可能性イニシアチブを加盟国の措置で規制することがEU法に反しないのかどうかが問題となるのである。ここで、誠実協力の原則によると、加盟国は、立法又は規制の性格を有するものであっても、競争法の実効性を失わせるような措置を導入又は維持することが禁止されている。つまり、確かに、カルテルの禁止は事業者に向けられたものであり、加盟国の立法又は規制に向けられたものではない。しかし、カルテルの禁止は、EU条約4条3項と併せて解釈すると、加盟国に対して、①EU機能条約101条に反する合意、決定、協調的行為をすることを求めたり促したりすること、又はこのような効果を強化すること、②経済分野に影響を及ぼす決定を行う権限を民間事業者に委譲することにより国内立法から立法的性格を取り去ることを控えることを要求していると解されるのである³³⁾。これはEU裁判所の判例法によって形成されたもので、実効性(effect utile)の法理と呼ばれる。

説明メモランダムによると、当事者は持続可能性イニシアチブを可能にするルールの制定を申請するだけであるため、誠実協力の原則の問題は生じないという。すなわち、当事者がルールの制定を申請する段階では、反競争的合意はいまだ存

32) なお、EU条約4条3項の規定は、以下の通りである。

「誠実協力の原則に従って、連合(筆者注:EU)と加盟国は、両条約(筆者注:EU条約及びEU機能条約)から生じる任務の遂行において、相互を十分尊重し、相互に支援するものとする。

加盟国は、両条約から生じる義務又は連合の機関の行為から生じる義務の履行を確保するために、一般的又は個別的なあらゆる適切な措置をとるものとする。

加盟国は、連合の任務の達成を促進するものとし、連合の目的の達成を危険にさらすあらゆる措置を控えるものとする。」

33) See, e.g., Case 267/86 *Pascal Van Eycke v. ASPA NV* [1988] ECR 4769. なお、庄司克宏編『EU法 実務篇』18頁〔庄司克宏〕(岩波書店、2008年)等も参照。

在しないため、これが立法で承認されることもあり得ないというのである（なお、説明メモランダムは、申請に応じてルールが制定される際には競争法に基づくカルテルの禁止が適用され、当事者が申請の準備をするプロセスにおいてカルテルの禁止が効力を有していること自体は確認している）³⁴⁾。この文脈では、ルールが実際に制定される前には、当事者は申請内容を実行に移さないことが重要となると指摘されている³⁵⁾。

そして、説明メモランダムによると、本件法案は対価の決定に関するものではなく、ルールの制定に関するものであり、ルールは申請に応じて制定されるものとはいえ、提案されたルールの必要性や比例性を審査し、「公共の利益」に適合するかどうかを最終的に決定するのは関係大臣と議会であることから、本件法案は権限を民間事業者に委譲することにはならないという³⁶⁾。この結論は、関係大臣と議会の関与は実質的なものであり、単に形式的に追認しているわけではないという前提に基づいているとされる³⁷⁾。この点については、本件法案の文言は慎重に起草されており、合意は存在しないことからこれに対する形式的な追認もなく、問題を規制する最終的決定を行うのは関係大臣であることから規制権限の委譲もなく、実効性に関する判例法への違反は回避されているとの見方がある³⁸⁾。

ただし、国務院諮問部は、①関係大臣は「公共の利益」の観点から当事者の申請と異なる規制を導くことになる自律的な審査をする余地がほとんど残されていないこと、②持続可能性イニシアチブの具体化の帰結として当事者の実質的な合意がカルテルの禁止に抵触するリスクがあること、③スキームを展開する関係企業の関与が競争法の実効性と衝突するリスクがあること等を批判している³⁹⁾。また、持続可能性イニシアチブが当初は立法的性格を有しなかったとしても、本

34) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 28.

35) Mariska van de Sanden & Hera Butt, *supra* note 3.

36) M.C.G. Keijzer (De Staatssecretaris van Economische Zaken en Klimaat), *supra* note 2, p. 29.

37) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 120.

38) Anna Gerbrandy, *supra* note 15, at 559.

39) J.P.H. Donner (De vice-president van de Raad van State), *supra* note 8, p. 14.

件法案の意図は持続可能性イニシアチブを民間事業者に委ねるところにあるから、その後も立法的性格を委譲しなかったと説得的に論ずることはできず、実効性に関する判例法を本件法案で提案された統治モデルに適用するには既存の判例法を拡張していく必要があるとの指摘もある⁴⁰⁾。

(2) 物の自由移動の原則との関係

なお、関係大臣の制定するルールは、EU 機能条約 28 条以下が定める、物の自由移動 (free movement of goods) の原則を阻害する潜在的な危険性があることも指摘されている。この場合には、関係大臣は、例外として、EU 機能条約 36 条による明文の適用除外の場合か、いわゆる不可避的要請 (mandatory requirements)⁴¹⁾の場合に該当しなければ、ルールを制定できないことになる。この点に関しては、動物福祉や環境保護といった持続可能性に関連した目的は正当と考えられることから、問題の核心は比例性 (proportionality) の要件がみたされるかどうかではないかとの見方がある。例えば、2015 年 1 月 26 日の *Chicken of Tomorrow* の非公式意見の事案を念頭において、より制限的でない他の代替的手段が利用可能であると主張することは困難であり、やはり EU 裁判所も (消費者・市場庁と同様に) 持続可能性のラベル (sustainability labelling) が市場への完全なアクセスを制限することなく目的を達成する代替的手段となると判断するであろうと指摘されている⁴²⁾。

40) Giorgio Monti & Jotte Mulder, *supra* note 11, at 654.

41) これは欧州司法裁判所の *Cassis de Dijon* 判決で形成された法理であり、合理性の基準 (rule of reason) とも呼ばれる。See, Case 120/78 *Reuwe-Zentral AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein* (*Cassis de Dijon*) [1979] ECR 649. 同判決については、中村民雄 = 須網隆夫編『EU 法基本判例集 (第 3 版)』155 頁以下 [中西康] (日本評論社、2019 年) のほか、庄司克宏『新 EU 法 政策篇』49 頁以下 (岩波書店、2014 年) や須網隆夫『ヨーロッパ経済法』129 頁以下 (新世社、1997 年) 等も参照。なお、ここでの合理性の基準は、英語の名称は同一であるが、競争法における合理の原則 (rule of reason) とは内容が異なる。

42) Giorgio Monti & Jotte Mulder, *supra* note 11, at 654.

VI 結びに代えて

本稿におけるこれまでの検討から明らかな通り、(広義の) オランダ政府部内では、持続可能性イニシアチブの形成・実現を促進するべきであるという政策目標それ自体については見解が共有されている。国務院諮問部や消費者・市場庁も、オランダ社会で幅広く支持されている持続可能性イニシアチブを推進するべきであるという政策目標そのものに異議を唱えているわけではない。ここでの中核的論点は、かかる政策目標を実現するための手段(選択肢)をどのように制度設計していくかということである。この点について、経済・気候政策省は、新たな立法を試みるという形で「さらなる可能性」を設けることを企図し、本件法案をオランダ議会に上程するに至った。これに対して、国務院諮問部は、EU レベルとも調整しつつ、オランダ競争法 6 条 3 項(及び EU 機能条約 101 条 3 項)の適用除外規定の解釈を明確化する告示やガイドラインの策定・改定等をするという形で「さらなる可能性」を探るべきことを示唆したのである。

なお、消費者・市場庁による、2013 年 9 月 26 日の Energy Accord of the Social and Economic Council の非公式意見の事案と 2015 年 1 月 26 日の Chicken of Tomorrow の非公式意見の事案について、仮に本件法案で処理したらどうなるかを分析した論考がある。これによると、まず、前者では、他のより適切な立法としての環境立法(environmental legislation)に基づき石炭発電所の閉鎖は達成されることから、これは本件法案に基づくルールの制定を認めない根拠となるのではないかとしている⁴³⁾。次に、後者では、消費者・市場庁は当事者の議論の有効性について独自の調査を行い、やはり鶏の動物福祉の向上に消費者は支払意思がない旨を指摘するであろうが、関係大臣はこの鶏の動物福祉の向上が「社会全体」の利益となるかどうかを審査し、おそらく持続可能性イニシアチブを承認するのではないかとしている⁴⁴⁾。

もっとも、本件法案の問題点としては次の点が指摘されている⁴⁵⁾。まず、①

43) Sarah Beeston, *supra* note 4, at 124.

44) *Id.* at 124-125.

45) *See, e.g., id.* at 120-121; Anna Gerbrandy, *supra* note 15, at 559.

EU 裁判所による実効性に関する判例法を踏まえても、関係大臣への申請を練り上げる過程で当事者は共同研究開発や情報交換をする必要があり、センシティブな情報を交換し、競争法に違反するリスクがある（特に協調的行為が違法となる閾値はかなり低いにも関わらず、申請の準備においては市場に関する重要な情報が求められる）。次に、②オランダ以外の企業を含む持続可能性イニシアチブをどのように取り扱うのかという問題がある。そして、③持続可能性イニシアチブへの反対者の存在が不可避である場合があり、持続可能性イニシアチブへの十分な支持が得られたかどうかという問題が生じる。また、④固定的な立法という形になってしまうため、迅速性や柔軟性といった自主規制の肯定的な側面が損なわれてしまう懸念がある。さらに、⑤その後の一般行政措置は、誠実協力の原則に反する違法行為を強化することになるかもしれない。最後に、⑥物の自由移動の原則の例外に関する要件該当性の審査は、一般行政措置の制定を遅延させ、申請の数を制限する可能性がある。

オランダ政府が本件法案の提出に踏み切った経緯に関して、競争当局である消費者・市場庁の権限が競争の問題に関して貨幣化・定量化された狭義の消費者利益を考慮することに限定されている（と少なくとも消費者・市場庁自身が解釈している）ことも指摘されている⁴⁶⁾。オランダ政府は、問題の核心は競争の領域の範囲外と位置付けた上で、政治的責任を伴う民主的な枠組みにおいて解決することを志向したということもできよう。なお、消費者・市場庁は、2020年7月9日、持続可能性イニシアチブの競争法上の評価に関して、新しいガイドラインの草案⁴⁷⁾を公表してパブリックコメント手続に付しており、本稿で主として取り扱った新たな立法の動向のみならず、適用除外規定の解釈の明確化に関しても今後の議論の進展が注目される。

Ⅶ 資料（法案全文）

持続可能な開発を目的とする社会的イニシアチブを申請があった場合に規制に

46) Giorgio Monti & Jotte Mulder, *supra* note 11, at 641.

包含することによってその形成及び実現を促進するためのルール（持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律）

法律の提案

神の恩寵によりオランダの国王であるオラニエ＝ナッサウ家の朕、ウィレム＝アレクサンダー。

これを読み、又は聞く何人にも敬意を！

朕は、持続可能な開発を目的とする社会的イニシアチブを申請があった場合に規制に組み込むことによってその形成及び実現を促進することが望ましいと考えた。

そこで、國務院諮問部に諮問し、議会と協議の上、朕はここに以下の法律を承認し、制定する。

第1章 定義

第1条 定義

この法律及びこれに基づく条項においては、以下の定義が適用される。

持続可能な開発：地球並びに現在及び将来の世代にとって経済的、社会的及び低環境負荷的な持続可能な将来に向けた開発

47) Autoriteit Consument en Markt, *Sustainability Agreements: Opportunities within Competition Law (Draft Guidelines)* (2020) (<https://www.acm.nl/sites/default/files/documents/2020-07/sustainability-agreements%5B1%5D.pdf>). この新しいガイドラインの草案において、消費者・市場庁は、関連製品を購入する「消費者」の利益のみならず「社会全体」の利益も認識している (para. 30)。そして、①合意が明白な環境被害を防止又は限定する目的を有し、②合意が環境被害を防止するための政府が拘束される国際基準又は国内基準に効率的な方法で適合することに役立つ、という二つの要件をみたす「環境被害合意 (environmental-damage agreements)」に関しては、「他の持続可能性の合意 (other sustainability agreements)」とは異なり、欧州委員会の考え方を逸脱する十分な理由があるとする (paras 38-44)。これを受けて欧州委員会も声明を発出しており、競争法に適合する形での温室効果ガス排出の削減を目標とした合意に明確な指針を示す必要性について完全に支持する等と述べている。

大臣：関係大臣

第2章 持続可能な開発に関するルール

第2条 範囲

1. 申請があった場合には、持続可能な開発のため、一般行政措置により、又は一般行政措置に従って、ルールを制定することができる。

2. 申請は、以下の事項に関連することができる。

a. 以下の分野における温室効果ガス排出の削減

- ① 電気
- ② 建築環境
- ③ 産業
- ④ 農業及び土地利用
- ⑤ 交通

b. 持続可能なエネルギー生産又はエネルギー節減

c. 動物の健康又は動物の福祉

3. 一般行政措置は、申請に関連するその他の事項を指定することができる。当該一般行政措置が官報において公表された後、当該事項を規制する法案は、可及的速やかに議会の第二院に提出される。当該法案が撤回された場合、又は議会の両議院のいずれかが当該法案を可決しない旨を決定した場合、当該一般行政措置は直ちに撤回される。当該法案が法律として制定された場合、当該一般行政措置は当該法律の施行時に撤回される。

第3条 申請の許容性

1. 第2条に定める申請には、以下の点を包含しなければならない。

a. ルールを制定することにより達成される目標の説明

b. 制定されるルールを遵守しなければならない者の間に申請に対する支持が存在することの実証

c. 消費者を含む制定されるルールが影響を及ぼす者、及び制定されるルール

が対象とする事項に関連する活動を実施する市民社会団体の間に申請に対する支持が存在することの実証

d. 以下の点の実証

- ① 持続可能な開発のために制定されるルールの影響
- ② 制定されるルールの市場効果
- ③ 制定されるルールのその他の影響

e. 当事者が制定されるルールの遵守及び執行の監督に寄与しようとする方法の説明

2. 一般行政法第4条第1項、第4条第2項第1号、第4条第3a項及び第4条第4項は、第2条に定める申請に準用する。

3. 大臣は、第1項又は第2項をみたさない場合には、申請の審査を行わない。ただし、申請を行った者が指定された期間内に当該申請を追完する機会を与えられた場合は、この限りでない。

4. 一般行政措置により、申請を提出する方法について追加的なルールを制定することができる。

第4条 申請の審査

1. 大臣は、第2条に定める申請に応じたルールを制定することが公共の利益に適合するかどうかを以下の点を考慮して審査する。

a. 制定されるルールの実行可能性及び執行可能性の程度

b. 同等以上の持続可能な開発を達成する、より制限的でない他の代替的手段の有無

c. 制定されるルールの影響と達成される持続可能な開発との関係

2. 以下の場合には、第2条で定める申請に応じたルールは制定されない。

- a. ルールが条約又は国際機関の決定に抵触する場合
- b. ルールが上位の規制の規制内容から逸脱する場合
- c. ルールが同位の取決めにによって既に制定可能な場合
- d. ルールがその性質上法律に組み込まれるべきである場合

第5条 助言

大臣は、大臣が決定する当事者に対して、持続可能な開発のために第2条第1項に基づき制定されるルールの影響について助言を求め、消費者・市場庁が第2条第1項に基づき制定されるルールの市場効果の実証について意見を発出する権限を与える。

第6条 パブリックコメント

第2条第1項に定める一般行政措置の草案又は一般行政措置に従った規制の草案は、官報において公表され、何人も、当該草案に意見を表明する機会を与えられる。

第7条 期間

1. 第2条第1項に定める一般行政措置の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されず、第2条第1項に定める一般行政措置に従った規制の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されない。

2. 大臣は、第2条に定める申請を受領した時から6ヶ月以内に草案が提出されるようにしなければならない。ただし、当該期間内にルールを制定しないことが決定された場合は、この限りでない。

3. 草案が6ヶ月以内に提出されなかった場合、又は当該期間内にルールを制定しないことが決定されなかった場合には、大臣は、申請者にこれを通知しなければならない。

第8条 適用除外

1. 大臣は、申請があった場合において、当該申請において同等以上の持続可能な開発が達成されることが実証されるときは、経済・気候政策大臣と合意の上、第2条第1項に定めるルールの適用除外を許可することができる。

2. 申請には以下の点を包含しなければならない。

a. 同等以上の持続可能な開発を達成するために採られる措置の説明

b. 以下の点の実証

- ① 措置の市場効果
- ② 措置のその他の関連する影響

3. 一般行政措置により、申請とともに提供すべき情報について追加的なルールを制定することができる。

4. 大臣は以下の点を審査する。

a. 申請者が同等以上の持続可能な開発が達成されていることを十分に示したこと

b. 適用除外を許可することの積極的影響が消極的影響を上回ること

5. 適用除外は条件を付することができる。適用除外は制限を付して許可することができる。適用除外はいつでも撤回することができる。

6. 大臣は、適用除外の許可又は撤回を官報において公表する。

7. 大臣は、適用除外の許可後5年以内に、その実際の有効性及び効果を評価しなければならない。

第9条 ルールの評価

大臣は、第2条第1項に定めるルールの施行後5年以内に、その実際の有効性及び効果を評価しなければならない。

第10条 ルールの失効及び延長

1. 第2条第1項に定める一般行政措置又は一般行政措置に従った規制は、一般行政措置又は規制が失効する時期を規定するものとする。この時期は、一般行政措置又は規制の施行後5年以内とする。

2. 一般行政措置又は規制は、5年間の延長を1回することができる。

3. 延長のための一般行政措置の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されず、延長のための規制の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されない。

第11条 廃止

1. 第2条第1項に定める一般行政措置を廃止する一般行政措置の草案は、大臣が第2条に定める申請を提出した者と協議した後でなければ作成されず、第2条第1項に定める一般行政措置に従った規制を廃止する規制の草案は、大臣が第2条に定める申請を提出した者と協議した後でなければ作成されない。

2. 廃止のための一般行政措置の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されず、廃止のための規制の草案は、草案が議会の両議院に提出された後4週間より前に可決されない。

第3章 執行

第12条 監督

1. 大臣の決定によって指定された職員は、第2条第1項に定めるルール遵守を監督する責任を負う。

2. 当該決定は、官報に掲載することによって公表する。

第13条 行政上の強制に基づく命令

大臣は、第2条第1項に定めるルールを執行するため、行政上の強制に基づく命令を課す権限を有する。

第14条 行政上の制裁金

1. 第2条第1項に定める一般行政措置に規定された規制又は一般行政措置に従った規制に違反した者に対し、行政上の制裁金を課することができる。

2. 違反又は違反類型に対して課することができる行政上の制裁金の額に関するルールは、第2条第1項に定める一般行政措置により、又は一般行政措置に従って制定される。これは、第2条第1項に定めるルールが適用される規制事項に関する行政上の制裁金制度と一致している。

3. 第2項に基づき決定される行政上の制裁金は、刑法第23条第4項に定める第5類型において決定される額を超えてはならない。

第4章 雑則

第15条 法律の評価

大臣は、この法律の施行後7年以内に、及びその後5年以内ごとに、この法律の実際の有効性及び効果に関する報告書を議会に送付しなければならない。

第5章 附則

第16条 施行

この法律は、勅令で定める時期から施行され、個々の法条の全部又は一部について異なる時期を定めることができる。

第17条 公式の名称

この法律は、「持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律」と称する。

朕は、ここに本法律が官報に掲載され、関係するすべての省庁、当局、機関及び職員がこれを着実に執行するよう命ずる。

公布

(日付・場所記入欄)

経済・気候政策副大臣

(署名欄)